

デイスカッション要録

三名の提題者の報告ののち、デイスカッションに移った。まず、両司会者がそれぞれ三名に共通の質問をし、提題者からの回答を受けたのち、フロアからの質問を受けつけた。以下は、発言を全面的に再現したのではなく、当日の録音を参照して事務局が整理し、さらに司会が当日の録音を確認して、司会者の責任においてまとめたものである。提題者には目を通していただいたが、フロアからの発言については質問者の校閲を経ていないことをお断りしておく。

【司会者：水谷】①直観と直観の間に、齟齬（コンフリクト）が発生した場合に、どのように処理するのか。

②コンフリクトの解消が正しい直観と間違った直観との区別によって可能だとするならば、直観の正しさに関する認識論的な正当化にはどのようなものがあるか、どのような可能性があるのか。

北 尾 宏 之
水 谷 雅 彦

③直観にもとづく倫理学は、エキスパートの倫理学（達人倫理）を要求することになりかねないということになるのではないか。

【司会者：北尾】「直観と倫理」というテーマは、「倫理（道徳）は論証が可能か」という問いと裏表になっている。一つには、道徳は論証不可能であった直観によるしかないという言い方ができる。また、このことは道徳について争うことはできるのかということもかわる。論証ができないということは、言い換えると、問答無用だということにもなりかねない。この問題をどのように考えるのか。

【提題者：柘植】直観と直観が矛盾・対立した場合、直観主義者はどう答えるのかについて。シジウィックの区分にしたがい個別的・教義的・哲学的でいうと、まず哲学的直観主義はそういう矛盾や対立をまさに超えようとする試みなので、ここでは問題にならない。次に、いわゆる原理の直観を主張する教義的

直観主義の場合、ここでの原理は第一原理で、かなり限定された自明なもので、おそらく矛盾・対立するということはないと主張する。問題は個別的直観主義。個々の判断において直観に対立や矛盾が生じた場合について、一七世紀から一九世紀の直観主義者は問題を深刻に考えていない。むしろ、二〇世紀のブリチャードやロス、特にロスが「一応の義務」と「現実の義務」の区別でこの問題を解決しようとしている。ただの言い逃れにすぎないのではと思われるかもしれないが、例えば、Aという義務とBという義務が対立した時にどちらをとるか。やむにやまれずAを取ったとしても心には後悔の念が残る。この後悔の念をうまく説明できるのは、「一応の義務」の議論のメリットなのだ、という開きなおりのような主張をすることを思う。

直観そのものが正当化されるのかという問題について。正しい直観と誤った直観をどうやって区別するのかという議論は、すでに一八世紀以降なされている。代表的なのはアダム・スミスで、彼はハチソンの道徳感覚を批判して、道徳感覚そのものの正しさや誤りがあるのではないか、と言っている。そして、これに代わるものとして共感にもとづく判断を考えている。ミス自身は、個別的判断が対立した場合にどう答えるかという点、たしかにズレや対立はあるが、他者とのかわりによって判断のズレを調整していき、そのなかで一般的な規則のようなものを形成していくという流れをたてている。

エキスパートの倫理、達人の倫理にならないかという問題。たしかにその面はあると思う。例えば、ロスやブリチャードは、誰の直観を信用するのかと尋ねられたときに、教養ある成人の直観であるとしている。その意味では、達人の領域である。ただしこれは、エキスパートを養成するとかエリート支配を鼓舞するということではなく、人は成長するとともにだんだんとその能力を実現していくという意味合いである。

直観主義者においては倫理は論証可能と考えられているのか、論証可能でないと問答無用なのかという問題。結論からいうと、問答無用と考えているようだ。特に一七世紀の理性的直観主義者は、道徳の永遠性、不変性、絶対性を強く主張しており、理性や知性によって認識される直観的判断や原理は神の意志ですら変えられないような絶対的なものであると主張している。ただ、第一原理を立ててそこから個々の義務を引き出すというのはまさに論証の領域で、その意味では論証可能というのは十分言える。

【提題者…浜渦】フッサールがある仕方では直観ということ認めているということを前提としてお答えしたい。まず、直観と直観が対立した場合の問題。今日の話のなかで Wahrnehmen と Wernehen (Wahrnehmen) は認識の一番根底にある根源的な経験の場面。Wernehen は倫理的判断の一番根底的な場面として考えられている」ということを言った。Wahrnehmen (知覚) は何かを wahr として捉えるような直観の一種だが、それがい

つゝも wahr に届いているのか、いや wahr と思つていたことが実は falsch であつたといふことはいつでもありうるのだという議論を、フッサールはあちこちでしている。人間が立つていゝると思つていたら実は蟻人形だつたといふのはフッサールがよくひく例だ。だから、Wahrnehmen といふのはあくまでも、wahr にとつ nehmen, anschauen してはいるのだが、その志向が充実されなくて思い違い (Enttäuschung) が起こるといふことがつねにありうることを考へてゐる。それと類比的に Wertnehmen を考へようとするかぎり、つゝも Wahrnehmen に ついて述べたことはほんの心に Wertnehmen についても言える。つまり、ある Wert (善・悪、正・不正、道徳的・非道徳的など) を nehmen, anschauen したと思つていたが、実はあとでそうではなかつたといふことは大いにありうると思われぬ。あるいは別の言い方をするに、Wahrnehmen ということを議論するとき、フッサールはあるパースペクティブをよく語つてゐる。つまり、パースペクティブをもつて Wahrnehmen することが、Wahrnehmen から外すことができない。となると、あるパースペクティブからは wahr, wert と見えていたものが、別のパースペクティブからは wahr, wert ではなかつたといふこともありうる。ここにも思い違い (Enttäuschung) が生じる可能性がある。とすると、絶えざる齟齬 (コンフリクト) の更新のなかでわれわれの経験、あるいは倫理的直観はすすんでゐると考へられてゐるように思われる。

次に二番目の論点。とりあえず私のなかだけの問題としては、正しいと思つたことと間違つたと思つたことがどのように自分のなかで整合的に総合できるかといふところに正當化のあり方がある。それに対し、他者と直観が異なつた場合にどうなるのか。フッサールは倫理的に善い／悪いについて争うことができると基本的に考へていたわけだが、ところが倫理的判断が感情にもとづいてゐるとしたら、それは争うことができなくなつてしまふ。とすると、フッサールが(倫理的判断は理性にもとづいてゐるといふ結論を導きたいといふことを必ずしも意味してゐるわけではないが) 少なくとも感情道徳批判をしたといふことは、逆に言えば、われわれはたえず倫理的判断について争う、議論する、討議する、熟議することができるといふことを意味してゐるのではないか。

最後の点(エキスパート)について。フッサールの出発点にあつた本質直観という考へ方にもとづかざり、そういう本質直観を持ちうるようになった人と持ちえない人との間に対立が出てきかねないと思う。今日は十分に紹介できなかったが、本質直観という考へ方については「発生的現象学」といふなかでかなり考へ方が違つてくる。つまり、本質直観とか範疇的直観と言つていたものは、静態的な考察のなかでの構造を語つたことなのであつて、発生的な考察のなかでは、単に直観があるといふだけでは話が済まなくなつてくる。そこでフッサールは、自由変更のなかで普遍にとどまるものとしての本質が発見され

てくるような、発生のプロセスを語るようになる。例えば、「机の本質とは何か」ということを考えると、私たちは一挙にその本質をつかむのではなく、色を変えてみる、形を変えてみるなどいろいろ自由変更するなかで、机が机であるかぎり不可欠なものが残ってくる。こうして私たちは本質というものをつかむ」と語るようになってくる。そこでは私が自由に想像力を働かせ、変更を加える思考実験をするかのように書かれているわけだが、このプロセスは人との対話のなかで煮詰まってくるものとして考えることもできる。そういう発生的現象学を考えていくと、エキスパートの倫理学ということにはならないというのが私の考えだ。

【提題者…三谷】最初の質問について。直観は、それ自身正当化の拠点となるけれどもそれ以上はかからの正当化を受けつけないという性格のものとして位置づけられてきた。しかし、セラーズの「所与の神話の解体」は、まさしくそういう特権的な知識の基礎づけとしての直観的認知の役割を掘り崩すところこそ狙いがあったといえる。その意味で、直観的認知というものは最初から言語化されているのだということを示すのがセラーズの議論の核心であるということになる。だから、直観と直観が齟齬をきたした場合には、異なる言語間での翻訳のような営みという仕方では直観と直観の齟齬がうまく調整されていくのではないかと思われる。

その意味で、直観が正しい／間違っているというような認識

論的な観点から語られることになるではないかという第二の質問に関しては、まさにそのとおりだと思う。ただ、そのさいでも、機能的役割意味論や推論主義的な意味論の立場からすると、「真である」「偽である」という述語に特権的な性格は認められないことになるだろうと思う。「真である」「偽である」というのも、通常の「赤である」などの観察報告となんら変わらないレベルで扱われる。その他の概念と同じ位置に属し、特権的でない概念として扱われるので、「真である」「偽である」という語りも、批判の規則、*ought to be*の規則に照らされた仕方での訂正の対象となるのではないかと思われる。

第三の問題。セラーズ、ブランドムの図式では、直観というものはや個人の内面における私秘的な領域の問題ではなく、共同体レベルにおける言語的やりとりの問題であるというところから議論の場所がそもそも移し替えられる。その意味で、直観的ないし非推論的報告の権威はエキスパートではなく共同体における言語のやりとり、共同体の権威に移されることにはなっているのではないか。このようにして、エキスパートの倫理になっってしまうという批判については回避できるのではないかと思う。そして、道徳が問答無用というものにされてしまうのではないかという問題。まさしく道徳的直観の問答無用性というところに所与性というものを見てとって、その所与性を解体することこそがセラーズの最大の課題だった。つまり、直観的認知ですら理由の論理空間のなかに位置づけられるのだというのがセ

ラーズの発想だったわけで、道徳が直観のレベルですら問答無用ではないのだということに彼は示そうとしたということだったのではないかと考えている。

【質問者…奥田太郎】「エキスパート倫理になるのではないか」という問いに対する三谷会員の回答について。たしかにセラーズが扱ったレベルの直観であれば言語共同体のなかで扱われる直観だといえると思うが、エキスパートというのとは一人ではなく、エキスパートのコミュニティというものがあろう。偉いとされている人たちだけが使う特権的道徳言語のコミュニティというものがあろう。そういう場で生まれてくる、あるいは想定される直観とシテイパーソンのコミュニティのなかで出てくる直観とのあいだに違いはないということになるのか、それとも別の理屈で説明がつくのか。

【提題者…三谷】人間が言語の空間に入場するというのがどのようになされるのかについて、親方と徒弟の関係だと言いたい方がなされている。子どもであれば両親から赤いものを見たときに「赤」と言えば褒められ、赤いものを「緑」と言えば「違うよ」とたしなめられる。そうやって子どもは赤いものを「赤い」と発話する能力を身につけていくようになる。ただ、親方と徒弟の関係は、日常の親と子どもとの関係だけではない。物理学者の例でいうと、桐箱のなかの蒸気の跡を見て電子の存在を非推論的に観察するというような訓練は、専門の物理学者の共同体でなければ習得することもできないし、教えることもでき

ない。倫理的な概念についても同じようなことが出てくるのではないか。その意味では、権威自体は共同体のなかに宿るといふ言い方をしたが、どの共同体に属するかによって何が見えるかに異なりがでてくるというのは認めなければならぬ。私は桐箱のなかに電子の跡を観察することはできないが、それと同じように、脳死状態を人の死として見ることは訓練を積んだ医師にしかできないということになるのでは、という可能性は残ると思う。

【質問者…土屋貴志】今日は歴史から入っていったので、メタ倫理学上の直観主義だけではない話になっていると思うが、両司会者の質問でカバーされるような直観主義はすごく広い。私自身は、ある程度のところまでは論証可能だと思っているが、ギリギリのところに行くと、どこかで直観、どこかで問答無用にはなる。ダイレクトに具体的などころからいきなり問答無用になるとは思わないが、ここで言う「直観主義」でないものとは何か。

【司会者…水谷】イギリスの文脈で言うと、功利主義に対立する直観主義というイメージがあった。とはいえ、できるだけ広くとっている。その広さが混乱をまねいているという認識なので、広いところからスタートするのが今回のねらいである。

【質問者…土屋】では、「みんな幸せを求めているんだ」というようなものは直観に入れるのか。

【司会者…水谷】いや、功利主義者がそれを説明するときに直

観という言葉をつかって説明をするかどうか、そこが問題。もちろんヘアの二層理論で考える立場はあるけれども。

【司会者：北尾】 例えば、カントは直観主義ではない。ある行為の善悪については、それを直観によって判断するわけではなく、定言命法に照らしてということになる。定言命法はどうかというところ、カントは直観によるとは考えていないが、広い意味で言うとそれも直観ではないのかという問題はあるが。

【質問者：安彦一恵】 ロールズは直観主義の反対側に構成主義をおいている。それで、直観とは何の反対だろうか考えた場合、動詞形で考えると「見る」に対するのが「考える」。「考える」はもっぱら「推論 (reasoning)」としてだけ考えられている。Begriffen を名詞化した Begriff (概念・言葉) になる。

「見る」だとしても受動性だけが、人間の認識には能動性がそこに入ってくる。フッサールにもセラーズにもこのようなカント的なファクターはあるが、そのファクターを入れたらどのようなか。

【提題者：浜渦】 今日はそこまで立ち入らなかつたが、フッサールのなかでは、直観するという言葉、あるいは直観の役割は、一部でしかない。直観する、与えられている、それは出発点にはなるが、それだけで満足することはできない。ではどうしてそれがそのように与えられているのかを問わざるをえない。フッサールはカントの言葉を借りて超越論的みたいなのところに問題設定が行く。そういう意味では、直観主義はフッサールのあ

る一部でしかなく、その背後を隠れて支えているものがある。

【提題者：三谷】 セラーズの言い方として、いちばんおきなもの、知覚とのアナロジーで倫理的直観を説明するところだと思う。セラーズは、知覚というのは知覚者から引き出される、もしくは無理矢理に引きずり出されるという言い方をする。その意味では、知覚とは行為 (アクション) ではなく、アクトである、あるいはアリストテレスがいう意味での可能態が現実態として発現するような因果的反応なのだということを強調する。ただ、(例えばマクダウエルを持ち出すことが適切であるかどうかはわからないが) 「受動的であることが即座にただ因果的反応であるということだけを意味するのではない」、「われわれの受容性のうちにすでに概念能力が行使されている」という言い方をしている。受動的でありながら同時に概念的内容を含んでいるような知覚の形態を考えうるのではないか。その意味で、Begriff も Begriffen という能動的な形ではないような仕方、われわれの知覚のなかで働いている側面は考えてみてみてもいいのではないか。

【質問者：安彦】 能動的ではないというのは、共同体のなかにある一個人にとっては共同体から与えられるものという趣旨で、共同体トータルとしては能動的なものと考えていいのか。道徳というのは探していくものではなく作っていくものだという側面もあるのではないかと言いたかつた。

【質問者：徳永哲也】 浜渦会員への質問。ケアの倫理、問主観

性について。利他性であれ、隣人愛であれ、その直観自体は個人の内発的・本能的なものだ。その先に間主観とかケアということを使うときに、ひょっとして直観自体が共有されるといふか、共同直観みたいなものを想定しているのか。それとも、直観自体は個人的・内面的なものだけれども、直観自体を披瀝しあうことによつて何かの投げかけ方がありうるという話にもっていくのか？

【提題者・浜渦】 フッサールのなかにそこらあたりの議論が十分に展開されていないというのが、私の結論。しかし、あちこちに見られる興味深い論点をつないでいくことはできる。そういう論点をつないでいくと、直観が個人のなかで完結して成立するとは考えていないところがある。直観が、ある意味、間主観的に成立しているという話になっている。ケアの現象学については、真の人間と人間共同体の理念というところで紹介したフッサールの議論では、自己愛と隣人愛が絡み合っているという話は、直観と間主観性との関係で絡まってくる話だと思ふ。ただ、そこはテキストにも十分つながりをつけることができないので、今後もう少し考えながら話をすすめていきたい。

【質問者・林芳紀】 今日の提題者の発表は基本的に規範倫理学というよりは、道徳心理学、認識論の話がベースになっていたと思うが、それに対して司会が提示された問題はとりわけ規範倫理にかかわる問題であろうと思われる。例えば、クローンがダメなのは気持ち悪いからだとか俺がクローンを悪いと思うか

ら悪いのだとか、そういうものに対して反論する可能性が閉じられてしまう。そういう規範倫理的な問題こそが重要なのだと思う。そこで規範倫理との関係について、柘植会員と三谷会員への質問。

柘植会員に対して。イギリスの倫理思想史において、ベンサムとミルの功利主義の出現が、実は倫理学の主題そのものを変えてしまったとは言えないか。つまり、功利主義以前のイギリス倫理学は、道徳認識論的、心理学的な問題設定として直観というものを持ち出して、倫理の墮落を救おうとしていた。ところが、功利主義が立法の規則というような規範倫理学の問題を倫理学にすり込ませたことによつて、倫理学の問題設定、主題を変えてしまい、直観というものが倫理を墮落させるものだと議論の土俵をすり替えてしまったのではないか。

三谷会員に対して。水谷会員に対する答えは非常にクリアだったが、それは倫理を外から見ているからだと思ふ。もし三谷会員の話から規範倫理が構築可能であるとしたり、どのように規範倫理をつくることができるのか。

【提題者・柘植】 決定的な意味ではそのとおりだと思ふ。しかし、ではベンサムからスタートしたかという点、必ずしもそうは言えないと思ふ。徳の倫理学から行為の倫理学へ、行為者から行為へという転換が、一八世紀後半から一九世紀頭くらいにある。つまり、ヒュームは行為者の徳を問題にするが、リードなどは行為あるいは義務、責務ヘシフトしている。これはシジ

ウィックがすでに主張していることだが、そういう下支えがあったところに、ペンサムやミルが原理の問題を出してきたので、その後、大きく倫理学の対象が変わったといえると思う。

【質問者：林】というよりも、私自身の意見としては、ペンサムがサイコロジカル・ヘドニズム、安直な心理学的な発想を持ち込むことによって、心理学の問題の重要性を下げたのではないかと思っていた。

【提題者：柘植】流れとしては逆だ。ペンサムが薄っぺらい快樂主義的な議論を立てたのに対して、J・ミルがもう一度心理学を導入し、さらにJ・S・ミルがそれを補完する形でもう一度心理学的な説明を立ち上げていくわけだから、必ずしもそこで心理学的な議論が収束したわけではない。むしろ逆の流れだと思う。

【提題者：三谷】倫理の問題を外側から見ているのではないかという指摘は、まさにそのとおり。ただ一点だけ、セラーズのいうような認識上の議論が規範倫理に対してどのような含意をもつかということについていうと、パースからセラーズが継承している可謬主義の構想——セラーズの言い方では、すべての主張を同時に危機に陥れることはできないけれども、いかなる主張をも危機に陥れることができる。そしてそのかぎりにおいて、われわれの知的探究は自己矯正的な企てであるし、その自己矯正的である点に、われわれの探究の合理性はもとづけられる——、この可謬主義の構想、あるいはプランダムに対するハ

ーバーマスの評価だったと思うが、脱超越論化された討議倫理学、具体的には共同体内部での言語のやりとりからすべての主張が、特権的な真理ではなく、常に反論・批判・危機にさらされ、そのなかから自己矯正的な営みとして、自分たちが使い続けていくことのできる主張ないし判断が生き残っていく、そういうプラグマティックな規則、考察の方針に即した倫理学の姿を考えることができるのではないか。J・デューイのようなスタイルの倫理学がここから組み立てられるのではないか。

【質問者：榎則章】柘植会員への質問。柘植会員は個別的直観主義の可能性について述べておられるが、しかし、今ここで私が何をすべきかという問題について個別的直観に訴えるほど危険なことではないのではないか。というのも、人は自分に甘いし、自分の身内はかわいいし、どうしてもバイアスが入ってくる。さらに自己欺瞞したり、合理化したりしやすい存在だ。そうすると、個別的直観主義といったものに訴えていると、——しかも道徳教育といったことも考えると、状況は何一つ同じでないというなかで、今ここで私が何をすべきかについて直観に訴えて判断しなさいということになると——、逆に危険ではないか。

【提題者：柘植】スミスのお話をさせていただく。個別的直観について言うと、正義の場合とそれ以外の徳の場合を区別している。正義の場合にあっては、個別的判断はしばしば誤るのであり、したがって、もちろん最初の知覚は直観だが、そこからコ

コミュニケーションを通じて一般的規則を形成し、むしろ一般的規則に従うような仕方の方が無難だろう、これが社会にとって必要だ。ところが仁愛とか思いやりとかそういうたものについて、むしろ一般的規則に頼らずに、そのつどそのつど個別の判断に頼るほうがよいのではないか。むしろ、思いやりを發揮するとき一般的な規則にしたがっておこなっているような人に対しては、道徳的価値はあまり認められない。だから、ケースバイケースだ。榎会員が指摘したケースは正義にかかわる部分だと思うので、単純に道徳的直観が存在し、それが正しいという話ではない。一八世紀以降の直観主義の場合は、最初の知覚はやはり直観のようなものでなければならぬが、話はそこでおわらず、そこから先に規則をどのように使うのか、そしてその規則をどれだけ重視するのか、しないのかという話になる。

【質問者：榎】 そうなると、直観とは何なのか。

【提題者：柘植】 「素材」だと思ふ。
 【質問者：榎】 では、その判断の正しさを保証する最後の直観は何なのか。それ以前の直観とどうちがうのか。最初の直観みたいなものは、単なる知覚、思いつきなのだろう。でも、「物事の正しさの究極の根拠になるのは直観だ」と言うときの「直観」はどのようなもので、それは単なる思いつきとはどうちがうのか。個別的直観主義者であれば、本当に最後の最後、その行為の正しさは、その個別の状況における行為者の直観、あるいは第三者からみて「あなたがこの状況ではこうすべきだ」と

いう直観になるかもしれないので、そうすると、そもそも直観というものが何なのか、はっきりしない。

【提題者：柘植】 それはまさに功利主義者からの批判だと思う。一七世紀のガチガチの個別的直観主義者は、最初の知覚であり、最終的な根拠であるというはずだ。スミスの場合には、最初の素材ではあるけれども、最終的な根拠にはなりえないと思うと思う。その意味では、ヒュームやスミスは規約主義だ。最終的な根拠としては、むしろコミュニケーションを通じて何世代にもわたって形成される規則のほうに信頼性を置くのではないかと思う。もちろん、だからといって、最初に規則があるとか、あるいは幸福計算によって規則が導出されて、それを個々の行為にあてはめることに対しては、「素材なくして何もなし」ところから幸福や自己利益をベースにしてやっているのはけしからん」と言うのであり、この点ではギリギリ直観主義者かなと思ふ。

【質問者：榎】 そうすると、ロールズのような反省的均衡の立場も直観なのか。

【提題者：柘植】 というように功利主義者は批判する。隠れ直観主義者である。

【質問者：榎】 今の話だとそんな話になっていかないか。コミュニケーションしていても、最後、その規則体系の正しさは何で保証するのか。直観はあくまで素材で、規則体系の正しさは整合性であるということにならないか。

【提題者：柘植】 ロールズもそうだと思うが、その信頼性、一般性は手続的なものになる。くりかえし精査されて出てきた判断の規則であればよしとしよう、と。さらにそれに加えて、その規則に対して功利主義的な根拠づけをする必要はないし、そういったものは廃すべきだ、というのが現代の直観主義の立場だと思う。

【質問者：櫻】 そうすると、直観「主義」という主義のなかで直観の果たすべき役割はかなり小さくなっていると考えたらいいのか。

【提題者：柘植】 私は直観「主義」を唱えているわけではない。個人的な意見を言わせてもらおうと、むしろ櫻会員に近いと思う。直観の役割は決してそんなに大きくはない。でも、だからといってないわけではない。そういう直観というものを、あてにならない素材として残しておかないと、功利計算一本では難しいのではないか、というのが直観をある程度重視する人たちの立場だと思う。マクダウェルもそうだと思う。

【質問者：松島哲久】 浜渦会員への質問。直観か言語かという問題。「自己が自己を超越する」というときに他者がどう出てくるか、他者からの語りかけにどう答えるか、という問題がある。直観の不可能性という立場をとり、言われたことの痕跡から言うこと(dire)へと逆行していくのがレヴィナス。直観することはできないというところから人間性の悪の問題を含めて倫理を導出することになるので、現象学は、そしてレヴィナス

も、広く取ると言語の倫理学といってもいいと思う。リクールでいうと解釈学的な倫理。この両者の間をどう考えるか。直観で倫理を捉えることができるのかということを行い換えて、人間の悪は直観の立場から、あるいは現象学の立場からどう捉えられるのか。

【提題者：浜渦】 言語というのがフッサールの話のなかでどうなっているのか、という質問と理解した。言語の問題も今日は取り込むことができなかったが、フッサールが知覚の議論をする一番出発点になっていた『論理学研究』は、まさに言語の話から始まる。つまり、志向性の話をするときに、最初にとりかかったのは言語の分析で、それをふまえたうえで『論理学研究』は知覚のほうに話が入っていく。だから、言語の問題がすっ飛んでしまったというわけではなくて、言語の問題のところで起こっていたのと同じことが実は知覚の場面でも起こっている。ある意味で、知覚にも、言語に先立ちながら言語的なものがすでに働いている、そういうところで知覚を論じている。もちろん、知覚というところで論じている言語負荷性みたいなものが、今日お話しした *Vernehmen* というところにまで果たしてかかってきているかという点、それはちょっと難しい。だから倫理の問題のところに言語がどのようにかわってくるとフッサールが考えていたのかという点、おおがかりな議論が必要で、今日のところはできない。

【質問者：松島】 直観の限界として理解してよいか。

【提題者…浜渦】 そこまでは考えていない。

【質問者…鈴木真】 三谷会員への質問。セラーズは、観察とか知覚モデルで直観を考えている。「規範的ボキャブラリーを非推論的に適用する信頼可能な弁別的反応傾向性をマスターした人間は、規範的事実を直接観察することになるであろう」というのがセラーズのいう直観だとすると、一つの懸念が出てくる。「信頼可能な弁別的反応傾向性をもつ」ということを「因果的次元」と呼んでいるが、だとすると規範的事実が因果的な効力をもっていないければ観察できない、直観できないのかという問題が出てくる。歴史的には、道徳的事実や規範的事実が因果的効力をもつということは難しいので、非自然主義者はそれを避けようとしてきた。ここに一つの懸念があるのではないか。もう一つの懸念は、直観を観察とのアナロジーで考えると、思考実験だとか、原理や道徳の目的に関する直観という、事物が自分のまえに現前しないようなものに関する直観というものが、幻覚のようなものに近くなるのではないかと懸念だ。つまり、観察というのは、事物とかその前にあるものに對してもつから妥当な観察や知覚になる。ところが、トムソンのバイオロニストやレイチェルズのバスタブで子どもを殺す話などは、全部思考実験で、それは全部考えているだけで、目の前で見ているわけではない。JFKが暗殺されたことでも、われわれに對してそれは直接見ていないので、われわれがそれに対してもつ直観も、直接見た観察とは考えられなくて、幻覚のようなも

のではないか。そういう懸念がこの観察モデルには考えられると思うが、三谷会員はどう考えるか。

【提題者…三谷】 セラーズの説明をくりかえすことになるが、因果的次元として考えられるのは、可能態としての傾向性というものが、例えばリトマス試験紙がアルカリ性の環境にさらされると青色に変化するというような可能な可能態としての傾向性が、因果的刺激にさらされることによって現実態として発現するというメカニズムなのだが……。

【質問者…鈴木】 因果的刺激にさらされるということは、つまり規範のないし道徳的事実が因果的刺激を与えるという能力をもつということを前提としているように思う。

【提題者…三谷】 そのとおり。ただし、この場合考えられているのは、刺激に対して反応として生じるのは言語的な発話、とくに主張と呼ばれる発話なのであって、主張がなされるということは同時に規範の空間、正当化の空間、理由の論理空間に入場するということを意味する。だから、われわれの反応としての発話というものは、因果的な反応であると同時に規範的な内容をもった主張としても再記述されるとセラーズは説明する。

【質問者…鈴木】 しかし、もともと規範的事実が因果的効力がなかったら、われわれの道徳的直観は反応にはなりえない。なぜなら、われわれの知覚の場合には因果的効力があって、それゆえ知覚は反応と呼べる。こっちにくるものがなければ、われわれの直観は反応ではない。だから、そういう反応的次元があ

るためには、まず規範的事実というものが因果的効力をもつてないといけないという強いコミットメントをするように見えてしまう。それは大丈夫か。

【提題者…三谷】 発言の主旨がよくわからない。なぜそのようになるのかということだが……。

【司会者…水谷】 非自然的事実にかんする言明はそれ自身自然的な事実としてこの世界のなかに存在しうるので、それが因果的効力をもつ事実となる、というのが三谷会員の主張なのだから、この場合は、通常言われるような自然主義か反自然主義か非自然主義かという区別は、さしあたって問題にならない。

【質問者…鈴木】 ただ、セラーズだったらそういうコミットメントをしなければならぬことになる。

柘植会員への質問。個別的直観主義のうち、ハチスンの道徳感覚説なども、現前する対象から道徳観念や直観を受けとるという立場をとっているように思われる。そうすると、思考実験であるとか、目の前にないことに関する直観はみんな幻覚という扱いになるのではないかという懸念があるが、どうか。

【提題者…柘植】 二人の人間から同じ利益を得て、一人は利己心から、一人は仁愛から、というのも思考実験だと思うが、そういうことを想定するということが幻覚なのだ、とは考えていない。その本来にリアルな問題として目の前に何か起こった時ではなく、ある状況を想定するのはやぶさかではない。

【質問者…鈴木】 ただ、直観が感覚みたいなものだったら……。

【司会者…北尾】 時間がきているので、ここまでとさせていただく。

(きたお ひろゆき・立命館大学)
(みずたに まさひこ・京都大学)